

震災編

付編 東海地震事前対策

第1章 対策の考え方

策1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源：駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6以上と予想される地域（8都県170市町村、平成20年4月1日現在）が「強化地域」として指定された。

一方、狛江市の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、狛江市は都市整備が進み中高層の建物も増え都市機能も充実されつつあるところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、狛江市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、狛江市地域防災計画（震災編）の付編として、「東海地震事前対策」を策定しているものである。

第2節 基本的な考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、震災編第2部「災害予防計画」及び第3部「災害応急・復旧対策計画」で対処する。
- 4 市域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。

震災編 付編 第1章

- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
- (3) 東海地震が発生した場合、市の地域のほとんどは震度5弱程度と想定されているが、一部震度5強に近い地域があるため、震度に応じた対策を講ずることとする。
- (4) 都及び関係防災機関並びに隣接区市等と関連する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、狛江市の予想される震度は震度5弱程度(ただし、中小河川沿いは震度5強に近い震度)である。
- 2 震度5弱及び強の地域における被害状況等は、次頁「震度5弱及び強の地域の被害状況等の程度」のとおり。
- 3 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間(午前10時~午後2時)と想定する。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

震度5の弱及び強の地域の被害状況等の程度

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が低い木造建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面等
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	/	地盤には、亀裂や液状化が生じることがある。 斜面では、落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック壁が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。

(平成21年6月現在「気象庁震度階級関連解説表」から抜粋)

第2章 市、都及び防災機関の役割

震災編第1部第6章「市、都及び防災機関の役割」を準用する。

第3章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言の発令等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市及び都は、関係防災機関との連携・協力を密にして広報活動を進める。

1 防災広報

地震予知を正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、平常時、注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、警戒宣言が発せられたときから発災まで、注意情報が解除されたときとする。

また、関係防災機関は、地震の発生に備えて、危険箇所の点検や家具の転倒防止などの安全対策とともに民心の安定のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

東海地震についての教育、啓発及び指導

東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報

注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制内容の広報

東京（狛江市内）の予想震度及び被害程度

市民のとるべき措置

地震発生時の注意事項（出火防止、余震等）について

民心の安心のため警戒宣言時に関係防災機関が行う措置

気象庁が東海地震注意報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなつたと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおり。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

(ア) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制

(イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法

(ウ) その他防災上必要な事項

震災編 付編 第3章

イ 道路交通の混乱防止のための広報

(ア) 警戒宣言時の交通規制の内容

(イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ

(ウ) その他防災上必要な事項

ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報

(ア) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛

(イ) 回線の輻輳と規制の内容

エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報

(ア) 生活関連物資取扱店の営業

(イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと

オ 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと

カ その他の広報

電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、 インターネット等による速報的な広報、
広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。

(4) 広報の方法

印刷物による広報

「広報こまえ」「防災マップ」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により、防災意識の普及を図る。

映画、スライド、イベントや講演会等による広報

「東海地震対策」に関するビデオやスライド等を購入し、貸し出し等により防災思想の普及を図るほか、防災展等のイベントや講演会の開催等を通じて防災知識の周知を図る。

インターネット等による広報

ホームページや消防防災メールマガジンに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

テレビ・ラジオによる広報

ア 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。

イ 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

2 教育指導

(1) 児童・生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

震災編 付編 第3章

教育指導事項

- ア 東海地震の基本的事項
- イ 教職員の分担
- ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
- エ 児童・生徒等の下校時等の安全確保
- オ 学校に残留する児童・生徒等の保護方法
- カ その他の防災措置

教育指導方法

- ア 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。
- イ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
- ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

第2節 事業所に対する指導等

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関し、平常時において消防計画等の作成等の指導を行うものとする。

1 事業所防災計画等の作成

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の事項について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

テレビ、ラジオ等による情報の把握

顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達

本社、支社間等の通信連絡手段の確保

百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止

顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛

近距離通勤者に対する徒歩帰宅の奨励

その他消防計画等に定める事項の徹底

震災編 付編 第3章

(4) 出火防止及び初期消火

- 火気使用設備器具の使用制限の確認
- 危険物、薬品等の安全装置の設置及び点検
- 消防用設備等の点検
- 初期消火体制の確保

(5) 危険防止

- 商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 事業所防災計画等の指導

(1) 対象事業所

一般事業所

指導機関	対象事業所
狛江消防署	1 消防法及び東京都の火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

(注) 狛江消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

特定事業所

指導機関	対象事業所
狛江消防署	危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所
都環境局多摩環境事務所	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
多摩府中保健所	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 R I (ラジオアイソトープ) 使用医療機関

(2) 事業所指導の内容

狛江消防署

ア 消防計画等に定める事項(一般事業所、特定事業所)

- (ア) 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
- (イ) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
- (ウ) 火気の手配りの中止等出火防止措置に関すること。

震災編 付編 第3章

- (I) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (オ) 従業員の時差退社に関すること。
- (カ) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- (キ) 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- (ク) 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- (ケ) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- (コ) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

イ 予防規程（危険物施設）に定める事項（石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。）（特定事業所）

- (ア) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。
- (イ) 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
- (ウ) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関すること。
- (エ) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
- (オ) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
- (カ) 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。
- (キ) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- (ク) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
- (ケ) 地域住民に対する広報に関すること。
- (コ) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
- (サ) その他地震防災上必要な措置に関すること。

ウ 指導方法（一般事業所、特定事業所）

- (ア) 防災指導等の印刷物による指導
- (イ) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- (ウ) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (エ) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

都多摩環境事務所

ア 高圧ガス施設

- (ア) 警戒宣言時における必要事項を定めた防災計画の作成を指導し、所定事項を順守させる。
防災計画に定める事項は、次のとおり。
 - a 防災の基本的事項
 - b 地震防災組織

震災編 付編 第3章

c 応急対策

d 応急措置

e 震災後の運転再開時の措置

- (イ) (社)東京都高圧ガス保安協会、(社)東京都エルピーガス協会及び東京都エルピーガススタンド協会等の自主保安団体との協力関係を密にして、危害予防思想の一層の徹底を図る。

イ 火薬類取扱施設

火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所(占)有者に対し、(社)東京都火薬類保安協会等の保安団体及び警察、消防機関と連絡を密にしながら、保安用品及び保安装置の点検確認を行う等あらかじめ定めた危険予防の措置を実施する自主保安体制の強化を指導していく。

多摩府中保健所

ア 毒物、劇物施設

毒物劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における次の対応措置について指導する。

(ア) 貯蔵施設等の緊急点検

(イ) 巡視の実施

(ウ) 充てん作業、移し替え作業等の停止

(エ) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

(オ) 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達

イ R I 使用医療機関

医療法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における次の対応措置について指導する。

(ア) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄設備及び放射線治療病室の安全点検と整備

(イ) R I の使用状況の把握

(ウ) 新規使用に対する厳重管理の徹底

(エ) 未使用 R I の貯蔵室への格納確認

(オ) 使用済 R I の保管廃棄室への格納確認

(カ) R I 治療患者に対する発災後の管理体制の周知徹底

(キ) 警戒宣言、地震予知情報等の収集、伝達

第3節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び関係防災機関別訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおり。

区分	機関	内 容
総合防災訓練	市	<p>警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。そのための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努めるものとする。</p> <p>また、市の防災体制の確立を図るため、防災の日（9月1日）を中心に総合防災訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 市 (4) 調布警察署 (2) 市消防団 (5) 市民及び自主防災組織 (3) 狛江消防署 (6) 都及び関係防災機関</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練 (3) 情報伝達訓練 (5) 災害要援護者等避難誘導訓練 (2) 本部運営訓練 (4) 現地訓練</p>
警備・交通対策訓練	調布警察署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 関係防災機関 (2) 市 (3) 市民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集・編成訓練 (4) 通信訓練 (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。） (5) 部隊配備運用訓練 (3) 情報収集伝達訓練 (6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>毎年1回以上実施し、場所はその都度決定する。</p>

震災編 付編 第3章

消防訓練	狛江消防署	<p>警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関等</p> <p>(1) 市消防団 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (2) 協定締結等の民間団体 (4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常招集命令伝達訓練 (6) 通信運用訓練 (2) 参集訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (3) 初動措置訓練 (8) 市消防団との連携訓練 (4) 情報収集訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (10) 各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
その他防災機関訓練	東京電力(株)武蔵野支社	<p>災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害に計画が有効に機能することを確認する。</p> <p>また、市が実施する総合防災訓練に参加する。</p>
	東京ガス(株)西部支店	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため地震防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>また、市が実施する防災訓練に参加する。</p>
	小田急電鉄(株)	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 非常招集訓練 3 旅客誘導案内訓練 2 情報連絡訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練</p> <p>また、市、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。</p>

震災編 付編 第3章

<p>(株) 東日本電信電話東京南</p>	<p>大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等情報の伝達 2 非常招集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 <p>都、区、市が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>
<p>その他の防災機関</p>	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。</p>

第4章 東海地震に関連する情報の種類と対応

第1節 情報の種類と防災対応

気象庁は、東海地震対策大綱（中央防災会議、平成15年5月29日）において、東海地震に関する新しい情報を発表することとし、情報体系を「東海地震に関する情報」に一本化した。気象庁から、この「東海地震に関する情報」が発表された場合、国、自治体及び関係防災機関は、平常時の活動と並行して主に次の対応をとる。

東海地震に関連する対応と主な防災対応

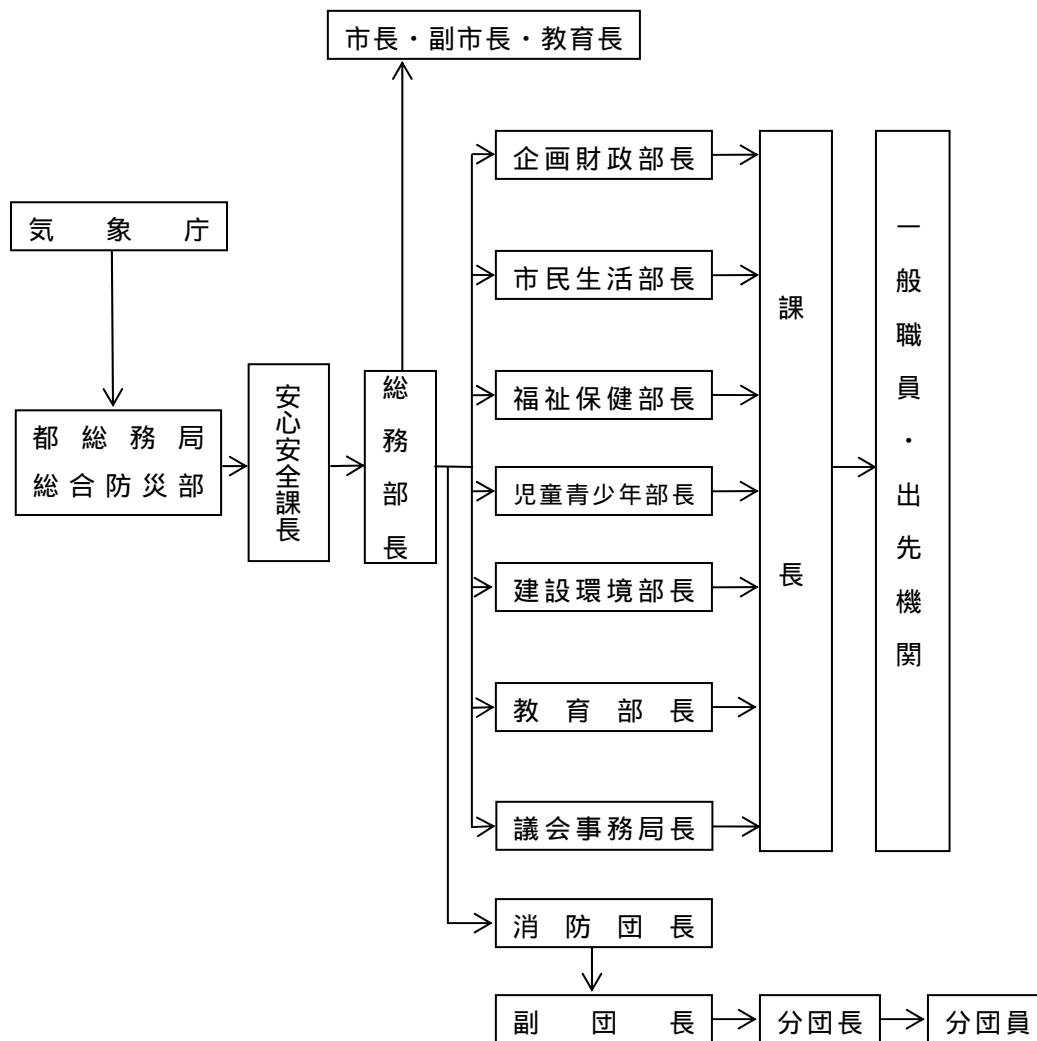
情報の種類	情報の内容	主な防災対応	狛江市配備態勢
観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。	情報収集・連絡	情報収集・連絡態勢
注意情報	1 観測データの異常が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表するもので、これを受け準備行動開始の意思決定等の対応をとることとなる。また、本情報を解除する際も発表される。 2 これまで具体的な防災対策開始の目安だった「判定会招集連絡報」は廃止され、本情報の中で伝達される。	1 準備行動（準備体制）開始の意思決定 2 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 3 住民に対する適切な広報	第2非常配備態勢
予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合で、これを受けて警戒宣言の対応がとられる。また、本情報を解除する際も発表される。	1 警戒宣言 2 地震防災警戒本部等の設置 3 地震防災応急対策の実施	第3非常配備態勢

第2節 情報の伝達

1 伝達系統

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統は、次のとおり。

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



震災編 付編 第4章

2 伝達体制

機 関	内 容
市	<p>1 勤務時間内</p> <p>(1) 総務部長（不在時は、総務部安心安全課長）は、都総務局総合防災部から東海地震に関する情報を受けたときは、直ちにその旨を市長、副市長、教育長（本部長及び副本部長）各部長（災害対策本部員）及び消防団長へ電話により伝達する。</p> <p>(2) 各部長は、部内各課長へ伝達するとともに、所管の出先事務所等の長へ伝達する。</p> <p>(3) 各課長（出先事務所等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに所管事務事業上、特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>(4) 総務部安心安全課は、市施設に対し伝達を行う。</p> <p>(5) 一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止のうで特に必要と認められた場合は、報道開始後に冷静な行動を促す広報を防災行政無線により行う。</p> <p>(6) 教育長は、市立学校長に情報を伝達する。</p> <p>2 勤務時間外</p> <p>(1) 都夜間防災本部から東海地震注意情報を受けた宿直員は、直ちに総務部長（不在時は、総務部安心安全課長）に伝達し、総務部長は、市長又は副市長に有線電話で伝達する。</p> <p>(2) 各部への伝達は、有線電話で行うものとし、各部はそれぞれを起点とする連絡網を定めておく。</p>
調布警察署	警視庁から注意情報の伝達を受けたときは、直ちに無線若しくは一斉通報により交番等に伝達する。
狛江消防署	<p>東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線及びその他の手段により、署内及び出張所に伝達する。</p> <p>なお、観測情報が発表された場合は、平常時の活動を継続しつつ、情報の監視を行う。</p>
その他の防災機関	都総務局総合防災部から注意情報の通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び関係防災機関は、注意情報及び予知情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることをあわせて伝達する。
- (2) 注意情報が発表され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するようすみやかに伝達する。

第5章 観測情報・注意情報発表時から警戒宣言が

発せられるまでの対応

気象庁が常時監視している地震予知観測データで異常観測値が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて、判定会が開催され、それが大規模な地震に結びつくかどうか判定会委員によってデータ分析が行われることになっている。

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 観測情報発表時の対応

観測情報が発表された場合、市・都・関係防災機関は平常時の活動を維持しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

1 市

観測情報が発表された場合、総務部安心安全課は情報収集・連絡体制をとり、都、関係防災機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内及び関係機関に情報伝達を行う。

2 都

都総務局総合防災部は情報監視体制をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに関係防災機関へ一斉連絡を行う。

第2節 注意情報発表時の対応

注意情報の連絡を受けた場合、市及び関係防災機関は、災害対策本部等の設置準備のため必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災態勢をとる。

1 市・市消防団・調布警察署・狛江消防署

機 関	内 容
市	<p>1 災害対策本部の設置準備</p> <p>市は注意情報を受けたときは、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。</p> <p>なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報を受けたときは、職員が参集するまでの間、宿直室（総務部総務課）において対応するものとする。</p> <p>2 職員の参集</p> <p>職員の参集は、第2非常配備態勢をとる。</p> <p>なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。</p> <p>3 注意情報発表時の所掌事務</p>

震災編 付編 第5章

	<p>災害対策本部が設置されるまでの間、総務部安心安全課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。</p> <p>(1) 注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のための広報</p> <p>(3) 都及び関係防災機関との連絡調整</p>
調布警察署	<p>1 警備本部の設置</p> <p>注意情報の伝達を受けた時点で、すみやかに現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>2 警備要員の自主参集</p> <p>警備要員は、注意情報が発表されたことを知ったときは、調布警察署へ自主参集する。</p>
狛江消防署 市消防団	<p>注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令し、主に次の対策をとる。</p> <p>1 全消防職員及び全消防団員の非常招集</p> <p>2 震災消防活動部隊の編成</p> <p>3 関係防災機関への職員の派遣</p> <p>4 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>5 救助・救急資機(器)材の準備</p> <p>6 情報受信体制の強化</p> <p>7 高所見張員の派遣</p> <p>8 出火防止、初期消火等の広報の準備</p> <p>9 その他消防活動上必要な情報の収集</p>

2 防災機関等

東海地震に関する情報に接した場合、関係防災機関は、実情に応じた防災体制をとるものとする。

機関	内 容
小田急電鉄(株)	<p>1 注意情報発表の連絡を受けたときは、直ちに関係従業員に対し、非常招集の連絡を行う。</p> <p>2 非常招集を受けた関係従業員は、あらかじめ指定された場所に出動する。</p>
(株) 東日本電信電話東京南	<p>注意情報を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれらに関する情報の収集を行う。</p> <p>1 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況</p> <p>2 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況</p> <p>3 社員の確保及び避難の状況</p> <p>4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等</p> <p>5 その他地震防災応急対策上必要な情報及び要望事項等</p>

その他 の防災 機関	注意情報を受けた場合又は注意情報発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。
------------------	--

第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、異常観測値が前兆現象である可能性の高まったときに発表されるものである。判定会がデータの分析を行っている時期であるから、市民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかけるものとなる。

市は、注意情報の内容の意味について周知し、適切な対応を呼びかけるものとする。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、関係防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局総合防災部、警察署、消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報するものとする。

第4節 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための関係防災機関の対応は、次のとおりである。

機関	内 容
市	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (2) 関係防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項 2 対応機関 市（安心安全課）が都、市各部及び関係防災機関の協力を得て対処する。
調布警察署	注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱の防止に努める。
小田急電鉄(株)	1 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、旅客に分かりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。 2 状況により、改札制限及び入場制限等の措置を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請するとともに、混乱の防止に努める。
(株)東日本電信電話東京南	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、通信の疎通確保並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対応用機器等の配備及び災害対策用資機(器)材の確保 6 通信建物、設備等の巡回と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保 9 医療施設及び研修施設等における対策

第6章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の県知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。県知事等は、地震防災応急対策を実施する。

市においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずるとされている。

本章においては、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 本部の組織

本部の組織は災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例、同条例施行規則、狛江市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

狛江市災害対策本部		
本部長室		部及び部長
本部長	市長	災対総務部（総務部長）
副本部長	副市長	災対企画財政部（企画財政部長）
	教育長	災対市民生活部（市民生活部長）
本部員	企画財政部長	災対福祉保健部（福祉保健部長）
	総務部長	災対児童青少年部（児童青少年部長）
	市民生活部長	災対建設環境部（建設環境部長）
	福祉保健部長	災対教育部（教育部長）
	児童青少年部長	
	建設環境部長	
	教育部長	
	議会事務局長	
	安心安全課長	
	消防団長	

震災編 付編 第6章

(3) 本部の所掌事務

警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
関係防災機関の業務に係る連絡調整
市民への情報提供

(4) 配備態勢

警戒宣言時における災害対策本部の配備態勢は、第3非常配備態勢(必要に応じ第4非常配備態勢)とする。

2 関係防災機関等の活動体制

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

また、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。

(2) 指定地方行政機関等は前(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

(3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより、防災対策を実施するとともに、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

3 相互協力

(1) 警戒宣言時において単一の関係防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

(2) 関係防災機関等の長又は代表者は、市に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき又は都若しくは他の関係防災機関等の応援の斡旋を依頼しようとするときは、市災対総務部に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及び斡旋を求める理由)

応援を希望する機関名(応援の斡旋を求めるときのみ)

応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

応援を必要とする日時、時間

応援を必要とする場所

応援を必要とする活動内容

その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

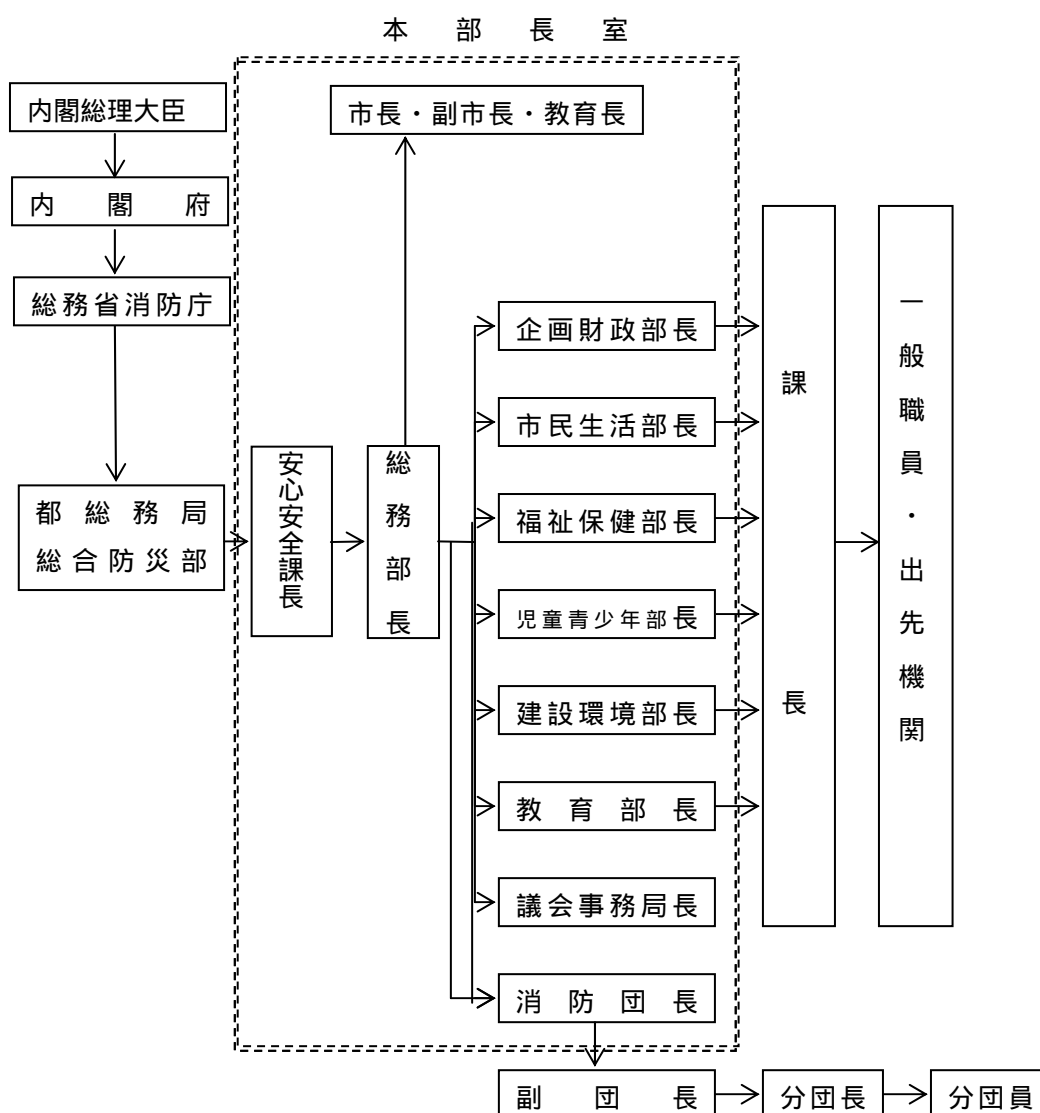
関係防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

1 警戒宣言の伝達等

(1) 市への伝達系統

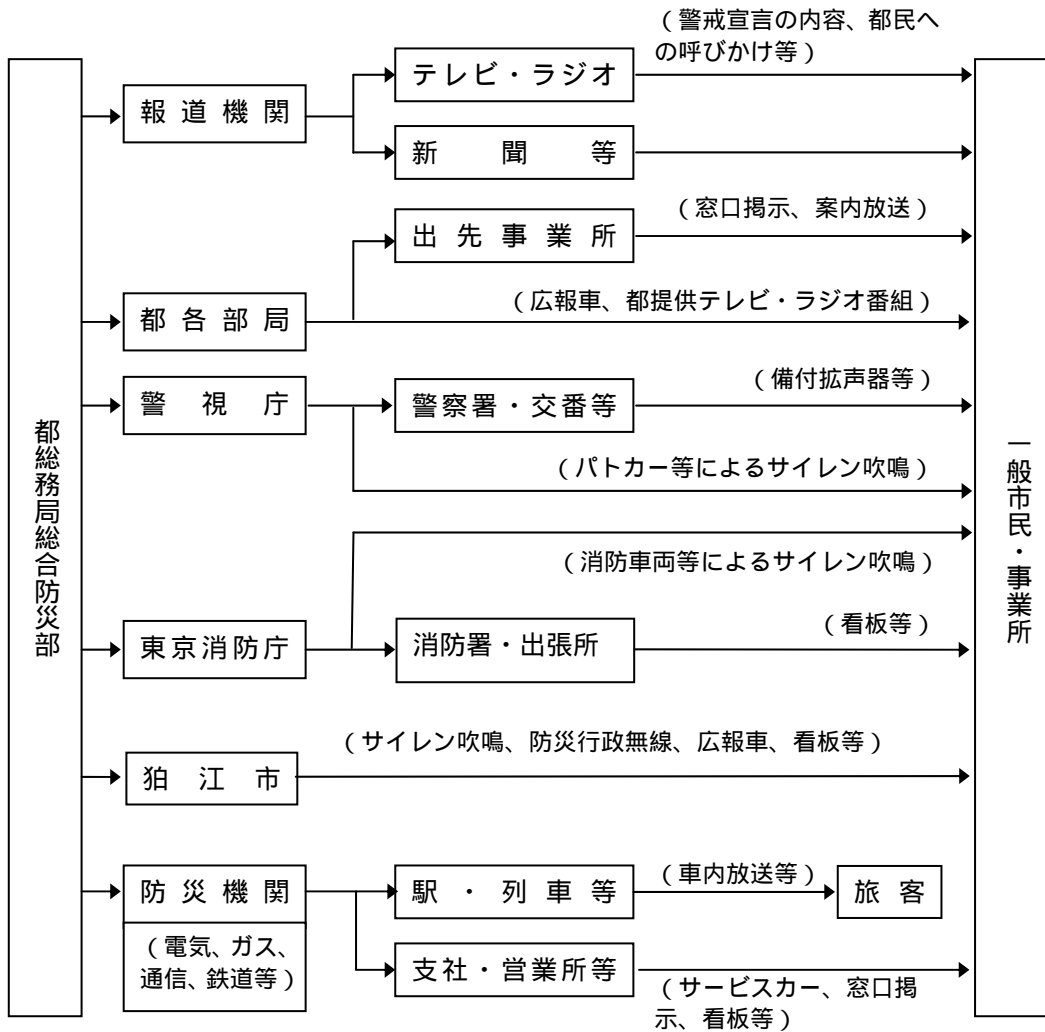
警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路は、次のとおり。

警戒宣言の連絡伝達系統図



震災編 付編 第6章

(2) 一般住民に対する伝達系統及び伝達手段


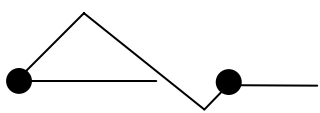


震災編 付編 第6章

(3) 伝達体制

機 関	内 容
市	<p>1 市は、都総務局総合防災部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部課、出先機関等に伝達するとともに、市教育委員会等を通じて市立小・中学校、幼稚園等に伝達する。</p> <p>2 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>
調布警察署	<p>1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線等により交番等に伝達する。</p> <p>2 交番等の勤務員、パトカー、白バイ、広報車、トラメガ、拡声器等の装備資機(器)材を活用し、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
狛江消防署	<p>1 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により署内及び出張所に伝達する。</p> <p>2 市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。</p>
市医師会 市歯科医師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、管下の病院、診療所に伝達する。
市薬剤師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、会員に伝達する。
その他の防災機関	市又は都総務局総合防災部から通報を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警報又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

震災編 付編 第6章

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

警戒宣言の内容

狛江市での予想震度

防災対策の実施の徹底

その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳などの混乱も考えられる。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び関係防災機関等が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、関係防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報をすみやかに市民等へ広報するものとする。

(1) 広報

市の広報

警戒宣言が発せられたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

(ア) 市長のコメント等

警戒宣言が発せられたときの市長の放送分

市民の皆様、私は狛江市長の 〇〇〇 です。

ただいま、内閣総理大臣から、東海地震にかかる「警戒宣言」が発せられました。この東海地震が発生した場合、狛江市の地域は、静岡県などの強化地域と異なり、震度5の弱程度であると予想されます。

震度5の弱では家が倒れるということはほとんどないものと考えられます。

しかし、地域によっては被害が生じるおそれがあります。

また、窓ガラスの破損や家具の転倒などが考えられます。

狛江市は、直ちに、災害対策本部を設置し、混乱の防止と地震による被害を出来る限り最小限に食い止めるため、関係防災機関と協力してあらゆる努力をいたします。

市民の皆様も、テレビ、ラジオ、市広報無線などの情報に注意しながら、火の始末や家具の転倒防止を行うなど、あわてずに落ち着いて行動してください。かさねてお願いします。あわてずに落ち着いて行動してください。

震災編 付編 第6章

- (イ) 市民及び事業所のとるべき防災措置
 - a 火の注意 b 水のくみおき c 家具の転倒防止等
- (ロ) 混乱防止のための対応措置
 - a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - (a) 列車の運行状況 (b) 駅等の混乱状況 (c) 時差退社の呼びかけ等
 - b 道路交通の混乱防止のための広報
 - (a) 道路の渋滞状況 (b) 交通規制の実施状況 (c) 自動車利用の自粛要請等
 - c 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - (a) 回線の輻輳状況 (b) 規制措置の実施状況 (c) 電話利用の自粛要請等
 - d 買い出しなどによる混乱防止のための広報
 - (a) スーパーマーケット、デパート等の営業状況
 - (b) 買い急ぎをする必要がないこと等
 - (c) 物資の流通状況
 - e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - (a) 金融機関の営業状況 (b) 急いで引き出しをする必要のないこと等

イ 広報の実施方法

広報無線、広報車及び自治会、自主防災組織等の協力団体を通じて、広報活動を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときの広報車及び防災行政無線による広報文
狛江市役所からお知らせします。 ただいま、東海地震にかかる警戒宣言が発せられています。(られました。) この地震が発生すると、狛江市は震度5の弱程度と予想されます。 市民の皆様はこの地震に備え、水のくみおき、家具等の転倒防止、また、火の取り扱いに注意し、万全な態勢をとり、あわてず落ち着いて行動してください。

ウ 関係防災機関の広報

(ア) 広報項目

市民及び施設利用者に対する広報項目は、市で行う広報と同様とする。

- a 市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- b 関係防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

(イ) 広報の実施方法

- a 関係防災機関は広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- b この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- c 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。

震災編 付編 第6章

d 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や関係防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。

この場合、災対企画財政部が窓口となり、都及び関係防災機関との連絡を密にし、実施するものとする。

この他、都災害対策本部、警視庁、東京消防庁、その他の防災機関においても報道機関に対し、各種情報の提供が行われる。

(3) 放送要請

市は警戒宣言時において、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要性が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請するものとする。

第3節 消防・危険物対策

1 消防対策（狛江消防署、市消防団）

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にあり、主に次の対策をとる。

(1) 活動体制

全消防職員及び全消防団員の非常招集

震災消防活動部隊の編成

関係防災機関への職員の派遣

救急医療情報の収集体制の強化

救助・救急資器材の準備

情報受信体制の強化

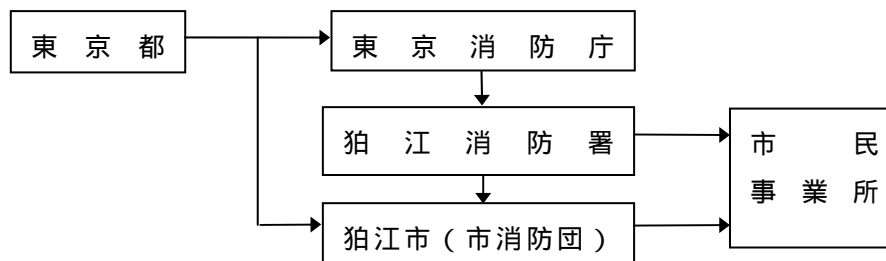
高所見張員の派遣

出火防止、初期消火等の広報の実施

その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡体制

地震予知情報等の伝達ルート



(注) 市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により、他の関係防災機関と協力し、情報等を伝達する。

震災編 付編 第6章

(3) 市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事 項	内 容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや警察、消防、市役所等からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。	

2 危険物対策

(1) 石油类等危険物の取扱い施設

機関	内 容
狛江消防署	<p>予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 操業の停止又は制限 2 流出拡散防止資器材等の点検、配置 3 緊急しゃ断装置の点検、確認 4 火気使用の中止又は制限 5 消火用設備等の点検・確認

(2) 高圧ガス取扱施設

機関	内 容
都 環 境 局	<p>東京都高圧ガス地域防災協議会（（社）東京都高圧ガス保安協会、（社）東京都エルピーガス協会及び東京都エルピーガススタンド協会）に対し、次の事項について、各事業書が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達 2 事故発生時に準じた保安要員の確保 3 保安上必要な施設及び設備の点検整備 4 地震による被害の防止及び軽減措置

震災編 付編 第6章

(3) 化学薬品等取扱い施設

機関	内 容
狛江消防署	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応するほか、災害防止の観点から次の措置について検討、実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等の取り扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検・確認

(4) 毒物・劇物取扱施設

機関	内 容
多摩府中保健所	<p>毒物劇物業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要のある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集、伝達

(5) 放射性物質取扱施設

機関	内 容
都立府中病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 R Iの管理測定班の編成 市内のR I使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行う。R I管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い、必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。 2 R I使用医療機関に対する指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 (2) R I使用状況の把握 (3) 未使用R I及び使用済R Iの保安確認 (4) R I治療患者の管理体制の徹底周知 (5) 地震予知関連情報の収集

震災編 付編 第6章

(6) 危険物輸送対策

機関	内 容
調 布 察 警 署	警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講ずる。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い、保管及び運搬の抑制、自主警備の強化等についての指導 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
狛 江 消 防 署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを有する事業所に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討、実施するよう指導する。 1 出荷、受入を制限するか又は停止させる。 2 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

第4節 警備、交通対策

1 警備対策（調布警察署）

機関	内 容
調布警察署	<p>1 警備部隊の編成 警察署長は、調布警察署管内の警備事案に対処するため、警察署部隊を編成する。</p> <p>2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある対象に対し、必要により部隊を要点等に配備する。</p> <p>3 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、市民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。</p> <p>(1) 市内の実態把握</p> <p>(2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、市民の不安要素の解消</p> <p>(3) 不法事案の予防及び取締り</p>

2 交通対策（調布警察署）

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図り、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行う。

基本方針	<p>1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</p> <p>3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。</p> <p>4 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図る。</p>
------	---

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

走行中の運転者がとるべき措置

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速40km、一般道路（首都高速道路を含む。）では時速20kmに減速する。

イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

エ バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。

オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策をすみやかに実行する。

震災編 付編 第6章

(前節参照)

カ 現場警察官等の指示に従う。

駐車中の運転者のとるべき措置

ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は極力使用しない。

イ 道路上に駐車中の車両は、すみやかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切る。

なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。

(ア) 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(イ) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(ウ) 緊急交通路

第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び国道16号線の14路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。

(イ) 高速自動車道路・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前(ア)の交通規制に準ずる。

イ 交通幕僚(交通部長)及び現場警備本部長は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

緊急通行車両等の確認等

現地警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

3 道路管理者等のとるべき措置

機関	内 容
北多摩南部建設事務所	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>

第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

J R 東日本

ア 地震防災対策強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

- (ア) 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- (イ) 中央本線 高尾～上野原駅間 日野春～小淵沢駅間
- (ウ) 青梅線 青梅～奥多摩駅間
- (エ) 相模線 橋本～厚木駅間

民鉄各社

ア 運行方針

関係防災機関、報道機関及びJ R 各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

震災編 付編 第6章

イ 運行措置

機 関	警戒宣言当日	翌日以降
京王電鉄 (株)	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し、減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転、中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
小田急 電鉄(株)	警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう利用者に案内する。 警戒宣言が発せられたときは、小田原線相武台前～小田原間及び江ノ島線藤沢～片瀬江ノ島間の運転を中止する。この場合、駅間走行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、乗客に対して、警戒宣言が発せられたことを告げて避難場所への移動を案内する。 なお、小田原線新宿～相武台前間、江ノ島線相模大野～藤沢間及び多摩線新百合ヶ丘～唐木田間の運転については、特別急行列車と急行列車の運転を休止する他、注意運転を行うため、輸送力は大幅に減少する。	地震ダイヤ（仮称）により、可能な範囲での運行に努める。 なお、運転速度、本数、区間等が制限されるため、輸送力は大幅に減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

震災編 付編 第6章

機 関	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び調布警察署からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
狛江消防署	平常時から、各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
J R 東日本 京王電鉄(株) 小田急電鉄 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
J R 東日本 J R 東海 小田急電鉄 (株) 京王電鉄(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

なお、J R 東日本、J R 東海及び小田急電鉄(株)においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は、発売を停止する。

(5) 主要駅等の警備

調布警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び市、調布警察署、狛江消防署等は、一致協力し、(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

震災編 付編 第6章

(7) 長距離旅客等の対応措置

J R東日本、J R東海及び小田急電鉄(株)は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 関係防災機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>エ 翌日以降については、前ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
コミュニティーバス	前記路線バスと同様の対応を行う。
東旅協 都個人タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、関係防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p>

震災編 付編 第6章

(3) 混乱防止措置

旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、調布警察署、狛江消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

1 学校等（幼稚園、小・中学校、高等学校、専修・各種学校等）

東海地震注意情報が発表された時点から、市立小中学校においては次のとおり対応を行う。
また、私立幼稚園等が本計画に基づく対応を行うよう、関係機関は助言・指導を行う。

(1) 注意情報発表時の対応

児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明する。

児童・生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

注意情報が発表されたときの学校における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、児童・生徒の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。

学校においては、注意情報が発表された段階では授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、学校は平素から学校の対応策を周知徹底しておく。

特に保護者には、家庭において、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に小学校通学児童や特別支援学級在学児童・生徒を直ちに引取りに出る準備を整えるよう打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機応変の措置をとる。

(2) 警戒宣言時の対応

在校時

ア 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

イ 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒を計画に従って次のとおり帰宅させる。

震災編 付編 第6章

種 別	内 容
小 学 校	あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 保護者に引き渡すまでは、学校において保護する。
中 学 校	個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
特別支援学級	保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 児童・生徒の通学範囲、障害の状態、残留児童・生徒の収容の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。 その際、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。

校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。

また、すみやかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。

帰校後、児童・生徒を在校時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

なお、強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

（3）学校におけるその他の対応策

児童・生徒を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

学校に残留し保護する児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

残留する児童・生徒のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時

震災編 付編 第6章

の教職員の役割分担に従って措置をとる。

残留する児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、市教育委員会へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。

解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

2 病院、診療所

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおり。

機 関	外来診療	入院患者	手術等
市医師会 〔 民間病院 〕 〔 診療所 〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
市歯科医師会 〔 民間病院 〕 〔 診療所 〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

建物、設備の点検・防災措置

危険物の点検・防災措置

落下物の防止

非常用設備、備品の点検及び確保

職員の分担事務の確認

備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

3 社会福祉施設等

(1) 保育園、通所施設

園児(生)・利用者の扱い

ア 園児(生)・利用者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設において保護する。

防災措置

ア 施設設備の点検

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

イ ライフラインの確認

オ 医薬品の確保

ウ 落下物、倒壊等の危険箇所の確認及び防止措置

その他

ア 園児(生)の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員、園児(生)、保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は、施設内で保護する。このために次の措置を講じる。

施設設備の点検

利用者の家族等に対する連絡手段の確保

ライフラインの確認

落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

食料、飲料水の確保

医薬品の確保

関係機関との緊密な連絡・連携

(3) あいとびあセンター

利用者は、施設内で一時的に保護する。このために次の措置を講じる。

施設設備の点検

利用者の家族等に対する連絡手段の確保

ライフラインの確認

落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

食料、飲料水の確保

医薬品の確保

関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 ホール、中高層ビル等対策

ホール、中高層ビル等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講ずる。

機関	対象	対応措置
狛江消防署		消防計画等に基づき対応するが、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次によるものとする。
	ホール、 中高層ビル	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止、自粛 6 店舗等の利用客に対してのブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けて誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中及び避難時の階段利用 8 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員により適切に誘導する。
市	図書館、公民館等の 市立施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた場合、個人使用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。

第8節 電話、電報対策（関東日本電信電話東京南）

1 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、次の措置をとることとする。

震災編 付編 第6章

区分	内 容
電話	<p>警戒宣言が発せられた場合、関連する規程に基づき、次の通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 確保する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話（交換手扱い通話） 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 加入ダイヤル通話 (2) 100番通話（手動通話を含む。） (3) 営業窓口 (4) 関係防災機関等からの緊急な要請への対応 <ul style="list-style-type: none"> 故障修理 臨時電話、臨時専用線等の開通工事 <p>（注）ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
電報	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 確保する業務 <ul style="list-style-type: none"> 非常、緊急扱い電報 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 <ul style="list-style-type: none"> 一般電報の発信及び電話による配達 <p>（強化地域に着信する電報は、遅延承認のものに限る。）</p>

2 広報措置の実施

- (1) 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について、支店前掲示により、地域の利用者等に広報するとともに、さらにテレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段

利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む。）

加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況、電報の受付及び配達状況

電報の受付及び配達状況

営業窓口等における業務実施状況

その他必要とする事項

震災編 付編 第6章

(2) 前項の広報を実施するにあたり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

3 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 警戒宣言の利用者等への周知
- (3) 対策要員の確保
- (4) 社外機関との協調
- (5) 利用者及び社員等の安全確保
- (6) 地震防災応急対策業務の実施

第9節 電気、ガス、上下水道対策

1 電気（東京電力㈱武蔵野支社）

- (1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は、継続する。

- (2) 人員、資機材の点検確保

要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、すみやかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、すみやかに非常対策本部・支部を設置する。

復旧資材の点検確保

震災編第3部第14章第3節3(1)「災害時における復旧資機(器)材の確保」を準用する。

- (3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力需給計画」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通」に基づき、災害発生後の電力の緊急融通体制について確認し、大規模な地震の発生に備える。

- (4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

- (5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 ガス（東京ガス㈱西部支店）

（1） ガスの供給

警戒宣言が発令された場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じうる非常体制を確立する。

（2） 動員

あらかじめ定められた動員計画に基づき、要員を確保し、非常体制を確立する。

（3） 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

広報の内容

- ア 警戒宣言が発令されたこと
- イ ガスの供給を継続していること
- ウ ガスの使用を極力控えていただくこと
- エ ガスをご使用中の場合はガス器具から離れないようにしていただくこと
- オ ガスをお使いにならない場合はガスメーターのところにあるガス栓を閉め、さらに全てのガス栓を閉めていただくこと
- カ 大きな地震が発生し、ガス設備に被害が出た場合にはガスの供給を停止させていただくと

広報の方法

- ア テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- イ ホームページを用いて広報内容を周知する。

（4） 施設等の保安措置

導管網ブロック化措置の準備

- ア 緊急措置ブロックのバルブ遮断装置が迅速かつ円滑にできる態勢を確立する。
- イ 要員の現場出動及び事業所との無線交信による緊急措置の準備を行う。

放散措置の準備

放散要員は、すみやかに指定の放散拠点に出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる態勢を講じる。

その他の保安措置

- ア 必要に応じて、緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- イ 保安通信設備の通信状態の確認を行う。

3 上水道（都水道局多摩水道改革推進本部）

（1）水の供給

警戒宣言時においても、水は平常どおり供給する。

また、地震の発災に備えて飲料水を確保するなど次の内容の広報を行う。

当座の飲料水のくみ置き及びトイレ用水等の生活用水確保の要請

地震発生後の避難にあたっての注意事項

地震発生後の広報等の実施方法

地震発生後における住民への注意事項

（2）人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時にはすみやかに応急対策活動に移行し得る態勢を確立する。

（3）施設等の保安措置

日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わない。
浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水量を調整する。

警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。

また、掘削を伴う工事ですみやかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道（市建設環境部）

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

（1）施設等の保安措置

施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、市所管施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

工事現場

工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資機(器)材の点検、整備を行う。

（2）除害施設

除害施設を有する事業所に対しては、危険物質が誤って流失しないよう厳重な注意を呼びかけるとともに、点検、監視体制を強化する。

第10節 生活物資対策

1 営業方法

食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

また、都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、必要な措置を講じた上で平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うこととされている。

2 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

テレビ、ラジオ及び広報車等を利用して呼びかけるとともに必要に応じて事業者を監視する。

3 物資の確保

スーパーマーケット、小売店等に対し、食料品及び生活必需品等の供給確保を要請するものとする。

第11節 金融対策

機 関	内 容
<p>関東財務局 日本銀行</p>	<p>1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。 なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。 イ 発災後における被害の軽減及びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭はその旨を掲示させること。 イ 上記1(1)アなお書きの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。</p> <p>(注) 1 「関係機関」とは、都、関東財務局及び日本銀行をいう。 2 本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し所要の調整を図るものとする。</p> <p>2 日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関することを行う。</p>
<p>市</p>	<p>1 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、市税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>2 警戒宣言が発せられた後、引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。</p>

第12節 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い安全な場所へ避難させる。

1 事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

市長は、市内の危険地域等について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行い、危険が予測される地区についてあらかじめ地区選定を行っておくものとする。

(2) 避難者収容施設の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておくものとする。

なお、指定にあたっては、次の点に留意するものとする。

火災の危険度の低い場所に立地していること

(木造建物密集地、危険物取扱(貯蔵)施設の周辺は避ける。)

耐震性、耐火性を有すること

窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること

落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと

火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと

避難所の運営に必要な資機(器)材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法(広報車、防災行政無線等)及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2 警戒宣言時における対応

(1) 避難勧告

市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記1(3)に記した周知、伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

市長は、避難所を開設したときは、開設状況をすみやかに都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署、多摩府中保健所等関係機関に連絡する。

都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム(D I S)への入力により行う。

市長は、避難所の運営に必要な調理、給食費資機(器)材、飲料水、燃料、寝具、応急医

震災編 付編 第6章

薬品、非常照明器具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。

市長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における市職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難生活の維持・運営

(3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。

市長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局、水道局等関係機関に要請又は連絡する。

都の各機関は、市から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に市に供給する。

第13節 救援・救護対策

1 給水態勢

市は警戒宣言が発せられた場合、直ちに発災後の応急給水に備え、情報連絡及び施設の保安点検強化、応急給水用資機(器)材の点検整備等を行う。

2 食料等の配布態勢

(1) 職員の配置

市は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、職員待機の態勢をとる。

(2) 運搬計画

市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。

市長は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する態勢をとる。

(3) 即時調達態勢の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、市は地元商工団体及び小売店等に物資の供給態勢を整えるように依頼する。

3 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおり。

機 関	内 容
多摩府中保健所	被災地における医療救護活動をはじめ、医療機関の被災状況や活動状況に関する情報を収集し、保健師等の各種活動を開始するために必要な情報を整理する。
市医師会	発災時に出勤するよう計画されている医療救護班をすみやかに編成できるように準備方を指示する。
市歯科医師会	発災時に出勤するよう計画されている歯科医療救護班をすみやかに編成できるように準備方を指示する。
市薬剤師会	発災時に出勤するよう計画されている薬剤師班をすみやかに編成できるように準備を指示する。

第7章 市民・事業者等のとるべき措置

狛江市の地域は、「東海地震」が発生した場合、震度5弱程度になると予想されている。

震度5弱程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が生じるものと予想される。

また、狛江市は、都市化の進展とともに、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害も危惧される。

このため、市及び関係防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずるものであるが、市民及び事業所においても、第1部第2章「市、市民及び事業者の基本的責務と連携・協働」で述べている自助・共助の考え方にに基づき、十分な備えを行う必要がある。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部においても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度の備蓄並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応を話し合っておく。
注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などあらかじめ決めておく。
警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練や防災事業に参加する。
都・市・消防署、自主防災組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 災害時要援護者がいる家庭は差し支えがない限り事前に市民組織や消防署・交番等に知らせておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。

市の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

市・都・警察・消防等防災機関の情報に注意する。

警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。

ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

ガスメーターコックの位置を確認する。(避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。)

使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)

プロパンガスボンベの固定措置を点検する。

危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。

窓ガラスに荷造用テープを張る。

ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等のくみ置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく(非常持出品の準備)。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。

路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。

路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。

走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。

震災編 付編 第7章

(12) 幼児、児童の行動に注意する。

幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。

幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。

(13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

(14) エレベーターの使用は避ける。

(15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。

(16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

(17) 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
市及び防災機関から発せられた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
地区ごとに、収集・伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資機(器)材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 地区内住民に市民がとりべき措置(前節参照)を呼びかける。
- (4) 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 災害時要援護者の安全に配慮する。
- (7) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業者のとりべき措置

1 平常時

- (1) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
強化地域以外の事業所であっても、消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成する。
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容するホールにあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

震災編 付編 第7章

- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。